

問題 1. 九州にある A 市では、市で保有する外為令別表の 3 の 2 の項 (2) に該当するクロスフロー過用の装置の製造技術を、姉妹都市で、水不足に悩んでいる中国にある B 市に来月無償で技術提供する予定である。この場合、姉妹都市による平和友好目的であるので、A 市は役務取引許可を取得することなく B 市に、当該製造技術を提供することができる。✕

【解説】正解率は、約 98%。外為令別表の 3 の 2 の項 (2) に該当する製造技術を、姉妹都市で、水不足に悩んでいる中国にある B 市に提供する際、平和友好目的であっても、貿易外省令第 9 条第 2 項の特例に該当しない限り、役務取引許可は必要である。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H10/H10F03801000008.html>

問題 2. リスト規制に該当する貨物であっても、輸出令第 4 条第 1 項で規定する特例の条件を満たせば、輸出許可を取得する必要はない。○

【解説】正解率は、約 70%。輸出令第 4 条は、特例の規定である。したがって、リスト規制に該当する貨物であっても、輸出令第 4 条第 1 項の「特例」の条件を満たせば、輸出許可は不要である。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S24/S24SE378.html>

問題 3. 東京にある貿易会社 A は、現在、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可と特別一般包括役務取引許可を取得している。したがって、仮に今日受注したリスト規制該当貨物 X（プログラムはない。）が、包括許可取扱要領にある [別表 A] のマトリックスで、「一」となっていなければ、あらゆる国のどのような顧客であっても輸出することができる。✕

【解説】正解率は、約 99%。東京にある貿易会社 A は、現在、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得しているので、リスト規制該当貨物 X とその仕向地が、包括許可取扱要領にある [別表 A] のマトリックスで、「特別一般」となっていることを確認する必要がある。「一」となっていなくても、「特定」となっている場合は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は適用できない。次に、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を使用する場合は、包括許可取扱要領の別表 3 の (7) の表 1 や表 2 などの条件にも該当しないことを確認する必要があるため、この点でも誤りである。

[http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/tutatu24fy/houkatu\\_toriatukaiyouryou120901.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/tutatu24fy/houkatu_toriatukaiyouryou120901.pdf)

問題 4. 大阪にある電機メーカー A は、社長の他に、副社長も代表取締役である。この場合、副社長を輸出管理の最高責任者にしても、輸出管理内部規程上、問題はない。○

【解説】正解率は、約 73%。輸出管理内部規程に関する「輸出管理内部規程の届出等について」という通達にある外為法等遵守事項Ⅱの 1 の輸出管理体制では、「**組織を代表する者を輸出管理の最高責任者**（遵守基準省令第 1 条第二号イの統括責任者に相当する。）とし、輸出管理に関する業務分担及び責任範囲を明確にすること（遵守基準省令第 1 条第一号並びに第二号イ及びロを含む。）。」と規定されている。よって、メーカー A の副社長は、代表取締役であることから、最高責任者にして問題ない。

[http://www.meti.go.jp/policy/anpo/compliance\\_programs\\_pdf/110401yusytukanrinaibuktie.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/compliance_programs_pdf/110401yusytukanrinaibuktie.pdf)

問題 5. 2001 年 9 月にアメリカで発生した同時多発テロ以降、国際的な安全保障環境の変化に伴い、世界の安全保障貿易管理の役割は、大量破壊兵器等の拡散や通常兵器の過度な蓄積を防止することを達成するため、懸念国のみならず、非国家主体であるテロリストも規制対象として管理するようになっている。○

【解説】正解率は、約 60%。現在、国際輸出管理レジームは、NSG、AG、MTCR などの大量破壊兵器関連に関するレジームとワッセナー・アレンジメントによる通常兵器関連に関するレジームによって、構成されている。

特にワッセナー・アレンジメントは、①通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の移転に関する透明性の増大及びそれらの過度の蓄積を防止することと、②グローバルなテロとの闘いの一環として、テロリスト・グループ等による通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の取得を防止することが目的とされている。

(参考)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/wa/index.html>

問題 6. 東京にある工作機械メーカーAは、外為令別表の2の項に該当する最新のNC工作機械Xの図面4枚をドイツにある生産子会社Bに最終確認のために、電子メールで来週送る予定である。当該図面4枚では、最新のNC工作機械は製造できないのであれば、役務取引許可は不要である。  
×

【解説】正解率は、約96%。リスト規制に該当する技術は、たとえ数枚の図面であっても、貿易外省令第9条第2項の特例に該当しない限り、役務取引許可は必要である。

問題 7. 大阪の自動車メーカーX社は、マレーシアの自動車販売会社Y社から同国国防省向けの自動車200台の引合を受けた。当該自動車は一般市場で販売されている標準仕様のものであり、リスト規制に該当しない。念のため、用途につき、販売会社Y社に確認したところ貨物や人員輸送の為の民生用途である旨の確認レターを入手した。その後、輸出時までに経済産業大臣から通知（インフォーム）もなかったため輸出許可を取得することなく輸出した。○

【解説】正解率は、約80%。この場合、リスト規制に該当しない自動車を最終的には、マレーシアの国防省に納めるので、キャッチオール規制の要件を検討すればよい。大量破壊兵器キャッチオール規制及び通常兵器キャッチオール規制について、客観要件を満たす事実はなく、インフォームもないというのであるから、輸出許可を取得する必要はない。

問題 8. 東京にある貿易会社Aは、同社のシンガポール支店Bから、台湾のプラスチック素材メーカーCから塩化ビニールを購入し、パキスタンにあるパイプメーカーDに売却する取引について、安全保障貿易管理上の規制で問題がないか相談を受けた。貿易会社Aは、メーカーDを調べたところ、外国ユーザーリスト掲載企業であることが判明した。しかし、当該貨物は台湾のメーカーCより、パキスタンのメーカーDに直接輸出されることから、本件を含め今後、支店Bが行う仲介貿易取引については、そもそも外為法では規制されていないと支店Bに回答した。×

【解説】正解率は、約96%。「外国為替及び外国貿易法第25条第4項の規定に基づき許可を要する外国相互間の貨物の移動を伴う取引について」（仲介貿易運用通達）1（4）では、「本邦法人の海外支店などの海外

**事務所**（海外現地法人は別個の独立した法人格であり、これには当たらない。）が行う**仲介貿易取引も、本邦法人の仲介貿易取引として本規制の対象となる。海外支店の職員が行う取引も、個人として行う取引でなく海外支店の取引となるものは、本規制の対象となる。**」と規定している。よって、貿易会社Aのシンガポール支店Bが、台湾のプラスチック素材メーカーCから塩化ビニールを購入し、パキスタンにあるパイプメーカーDに売却する取引は、外為法に基づく、仲介貿易取引の規制対象になる。

[http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t02gichukai/t02gichukai\\_boueki.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t02gichukai/t02gichukai_boueki.pdf)

問題 9. 輸出令別表第 1 の 1 から 1 5 までの項のいずれかに該当する貨物は、輸出令別表第 1 の 1 6 の項に該当しないといえる。○

**【解説】** 正解率は、約 5 3 %。輸出令別表第 1 の 1 から 1 5 までの項のいずれかに該当する貨物は、輸出令別表第 1 の 1 6 の項に該当しない。輸出令別表第 1 の 1 6 の項（1）では、「（1、2 及び 4 から 1 5 までの項の中欄に掲げるものを除く。）」と規定され、輸出令別表第 1 の 1 6 の項（2）では、「（（1）及び 1 から 1 5 までの項の中欄に掲げるものを除く。）」と規定されている。

問題 1 0. リスト規制に該当する貨物 X の納入先のロシア企業 A の社員が事前に来日して、貨物 X の製造過程を視察に来る予定である。その際、貨物 X の操作手順をその社員に説明する予定であるが、貨物 X は輸出許可を取得したのち企業 A に納入されるので、操作手順がリスト該当技術であるとしても、常に役務取引許可を取得する必要はない。✕

**【解説】** 正解率は、約 9 4 %。貿易外省令第 9 条第 2 項第十二号で、役務取引許可が不要となる必要最小限の使用の技術は、プログラムや使用技術告示に該当する使用の技術は除かれている。また、使用技術告示に該当しないとしても、貿易外省令第 9 条第 2 項第十二号は、「輸出の許可を受けた日又は貨物の輸出契約の発効した日のいずれか遅い日以降に提供されるものに限る。」とされている。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H10/H10F03801000008.html>

問題 1 1. キャッチオール規制の許可申請は、安全保障貿易審査課に行く。○

【解説】正解率は、約 79%。キャッチオール規制通達により、キャッチオール規制の許可申請は、本省にある安全保障貿易審査課が担当している。キャッチオール規制のような複雑な案件は、慎重な審査が必要なため、専門の審査官がいる本省の安全保障貿易審査課が担当している。

問題 1 2. 取引審査における需要者の確認は、需要者が外国ユーザーリストに掲載された企業・組織でないことを確認するだけで十分である。×

【解説】正解率は、約 99%。たとえば、リスト規制該当貨物を特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を使用して輸出する場合は、包括許可取扱要領の別表 3 の（7）の表にあるように需要者の用途などを確認する必要がある。

問題 1 3. 横浜にある家電量販店 A は、厚木にある在日米軍基地内の販売店から、大型液晶テレビ 20 台を受注した。在日米軍基地は治外法権であることから、当該液晶テレビを納品する行為は「輸出」にあたる。×

【解説】正解率は、約 88%。運用通達 0-2 で、「輸出の時点は、以下に掲げる場合を除き、貨物を本邦から外国へ向けて送付するために船舶又は航空機に積み込んだ時とする。」と規定されている。したがって、在日米軍基地に大型液晶テレビを納品する行為は「輸出」にはあたらない。

在日米軍は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令」の第 10 条にあるように、外為法第 48 条第 1 項の義務等が一部免除されているだけであって、治外法権というわけではない。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S27/S27SE127.html>

問題 1 4. 一般包括許可の申請を行うことができる者は、輸出管理内部規程を整備し、経済産業省から輸出管理内部規程受理票等の交付を受けている者に限られている。×

【解説】正解率は、約 46%。包括許可取扱要領 I 2（2）①に規定されているように「輸出者等遵守基準を定める省令第 1 条第一号イに定める該

**非確認責任者**及び同条第二号イに定める**統括責任者**を選定し、申請時に、これらの者について経済産業大臣に登録を行う者」も、一般包括許可の申請を行うことができる。

問題 15. すべての包括許可の有効期限（期間）は最長でも 3 年を超えることはない。○

**【解説】**正解率は、約 64%。たとえば、一般包括許可の有効期限については、包括許可取扱要領 I 9、特別一般包括許可については、包括許可取扱要領 II 10 に明記されている。

問題 16. 平成 18 年 3 月の大臣通達では、本邦法人の海外子会社については、100%出資の子会社であっても、別法人であることから、海外子会社の自主輸出管理に任せ、親会社の輸出管理の指導は不要としている。×

**【解説】**正解率は、約 96%。平成 18 年 3 月 3 日付けの「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」の 2（7）では、「**懸念貨物等が、第三国を經由して懸念国に渡る事例が世界的に見られるところ、海外子会社において、これらの懸念貨物等の拡散に関与したことが明らかになれば、企業の社会的責任が問われかねないことを十分認識の上、海外子会社における輸出管理社内規程の策定等を通じた輸出管理の厳格な指導を行うこと。**」と規定されている。

<http://www.meti.go.jp/policy/tsutatsutou/tuuti1/aa239.pdf>

問題 17. 大阪にある貿易会社 A は、シカゴにある自動車メーカー B より、1 つの注文で、輸出令別表第 1 の 6 の項（1）に該当する軸受 X（価額 90 万円）及び輸出令別表第 1 の 6 の項（6）に該当する測定装置 Y（価額 95 万円）の注文を受けた。この場合、貿易会社 A は、少額特例が適用できるので、輸出許可を取得する必要はない。なお、輸出令別表第 1 の 6 の項には、告示貨物はない。○

**【解説】**正解率は、約 40%。運用通達 4-1-5 「輸出令第 4 条第 1 項第五号の解釈」では、「**輸出令第 4 条第 1 項第五号の「総価額」として積算すべき貨物の範囲は、輸出令別表第 1 の各項の中欄のうち括弧毎の貨物とし、輸出令第 4 条第 1 項第五号に規定された条件は各々の総価額**

**ごとに判断する。」と規定されている。**

したがって、輸出令別表第1の6の項(1)に該当する軸受X(価額90万円)と輸出令別表第1の6の項(6)に該当する測定装置Y(価額95万円)の少額特例は、別々に計算することになる。

[http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/tutatu24fy/unyoun\\_tutatu120901.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/tutatu24fy/unyoun_tutatu120901.pdf)

問題18. 静岡にあるA大学のX教授は、英国にある出版社との契約に基づき、外為令別表の10の項(1)に該当するレーザー発振器の効率的な製造技術に関する研究論文を、世界中で販売されている同社の科学雑誌に掲載するために、編集者にメールで送る予定である。この場合、X教授は、役務取引許可を取得する必要はない。○

**【解説】**正解率は、約41%。本問は、貿易外省令第9条第2項第九号ホの「**雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引**」に当たるので、役務取引許可を取得する必要はない。

問題19. 神戸からドバイを経由し、最終的にはイスラエルにリスト規制該当貨物を輸出する場合、輸出許可申請の仕向地は、経由地のドバイでもよい。×

**【解説】**正解率は、約99%。運用通達別表第3の1-4-1「仕向地」の欄に規定があるように、仕向地とは、「**輸出貨物の最終陸揚港の属する国**」とされているので、経由地のドバイは仕向地ではない。

問題20. 新潟にある食器メーカーAは、北京にある政府系のホテルBから、リスト規制に該当しない高級な銀の食器セット(1,000セット)の注文を受けた。食器メーカーAは、ホテルBとは、初取引だったので、ホテルBのホームページを調べたところ、外国ユーザーリストに掲載されている中国の企業C(懸念区分は、ミサイル)が、ホテルBの大株主であることが判明した。この場合、食器メーカーAは、大量破壊兵器キャッチオール規制の輸出許可を取得する必要はない。○

**【解説】**正解率は、約73%。メーカーAは、北京にある政府系のホテルBから、リスト規制に該当しない高級な銀の食器セット(1,000セッ

ト)の注文を受けたので、ホテルBのホームページを調べたところ、外国ユーザーリストに掲載されている中国の企業C(懸念区分は、ミサイル)が、ホテルBの大株主であることが判明している。

しかし、キャッチオール規制通達6(3)では、「**需要者は法人単位で考慮することを原則とし、例えば、核兵器等の開発等を行う等の情報がもたらされている法人が当該輸出貨物の需要者の株式を保有している、又は、核兵器等の開発等を行う旨の情報がもたらされている親会社たる法人が当該輸出貨物の需要者に役員を派遣している等、輸出貨物の需要者が核兵器等の開発等を行う者との資本的・人的関係を有している場合であっても、それらが別法人であれば、省令第二号及び第三号には該当しない。**」と規定されているので、この場合、ホテルBについて、キャッチオール規制の要件を満たすかどうかを検討すれば、よいことがわかる。

ホテルBには、キャッチオール規制の要件を満たす事実はないので、メーカーAは、大量破壊兵器キャッチオール規制の輸出許可を取得する必要はない。

- 問題21. 外為法第53条では、「経済産業大臣は、第48条第1項の規定による許可を受けないで同項に規定する貨物の輸出をした者に対し、【 A 】以内の期間を限り、輸出を行い、又は特定技術を外国において提供し、若しくは非居住者に提供することを目的とする取引若しくは当該取引に関する特定記録媒体等の輸出若しくは外国において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術を内容とする情報の送信を行うことを禁止することができる。」と規定しているが、【 A 】には、「3年」が入る。○

【解説】正解率は、約88%。なお、外為法第25条第1項の無許可取引についての行政制裁は、外為法第25条の2で規定され、外為法第53条と同様に「3年以内」と規定されている。

- 問題22. 東京にある貿易会社Aでは、グループ企業の協力を得て、コンゴ民主共和国(国連武器禁輸国)にある難民キャンプの人道支援を行う予定である。その際、リスト規制に該当しない鍋やプラスチック製品を5,000セット輸出する予定であるが、この場合、輸出時までに経済産業大臣からのインフォームがなければ、通常兵器キャッチオール規制に基づく、輸出許可は不要である。○

【解説】正解率は、約76%。東京にある貿易会社Aは、国連武器禁輸国であるコンゴ民主共和国にある難民キャンプに人道支援を行う目的でリスト規制に該当しない鍋やプラスチック製品を輸出するというのであるから、キャッチオール規制の客観要件（用途要件）にはあたらない。また、経済産業大臣からのインフォームもないというのであるから、キャッチオール規制の許可申請は不要である。

問題23. 横浜にあるソフトウェアメーカーAは、アメリカにあるX社が開発したタブレット型パソコン用の通信アプリケーションソフトαを開発した。通信アプリケーションソフトαは、外為令別表の9の項に該当する暗号プログラムを含んでいるが、無料アプリケーションソフトとして、不特定多数の者が誰でも入手できるX社のサイトに来週、アップロードする予定である。この場合、ソフトウェアメーカーAは、役務取引許可は不要である。○

【解説】正解率は、約49%。役務通達1（2）「許可を受けなければならない特定記録媒体等輸出等の範囲」で、「**電気通信ネットワーク上のファイルへの記録等により不特定多数の者が制限なく無償で入手可能とするための行為はこれに含まれない。**」と規定されている。

したがって、外為令別表の9の項に該当する暗号プログラムを含んでいても、無料アプリケーションソフトとして、不特定多数の者が誰でも入手できるように、X社のサイトに来週、アップロードする場合、ソフトウェアメーカーAは、この規定により特定記録媒体等輸出等許可は必要とされていないので、当然、役務取引許可も不要である。

問題24. 福岡にある貿易会社Aは、東京にある素材メーカーBの製品Xを購入して、ドイツの自動車メーカーに輸出する予定である。素材メーカーBは、上場企業なので、貿易会社Aは、製品Xについて、非該当の判定書を入手できれば、あらためて該非判定書の内容を確認する必要はない。×

【解説】正解率は、約97%。外為法第48条第1項に規定されているように輸出者が該非判定を確認し、必要な輸出許可を取得する必要がある。こうしたことから外為法等遵守事項2（2）でも「該非判定に関して手続を明確にし、実施すること」とされ、他社購入品であれば、再度、

輸出者は、その該非判定が正しいかチェックする必要がある。

問題 25. 外為法では、輸出許可が必要な 8000 万円の工作機械を不正輸出した場合、輸出者に対して、4 億円までの罰金を科することができる。

○

**【解説】** 正解率は、約 49%。罰則を規定する外為法第 69 条の 6 第 1 項及び第 2 項いずれの場合でも、「ただし、当該違反行為の目的物の価格の 5 倍が 700 万円（1,000 万円）を超えるときは、罰金は、当該価格の 5 倍以下」とされているので、8000 万円の工作機械を不正輸出した場合、輸出者に対して、4 億円までの罰金を科することができる。